

報告第 4 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく市川三郷町健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告する。

平成22年度決算に基づく市川三郷町健全化判断比率

(単位%)

項 目	比 率	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	—	14.36	(実質赤字比率 △12.91%)
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	19.36	(連結実質赤字比率 △17.04%)
実 質 公 債 費 比 率	12.9	25.0	
将 来 負 担 比 率	104.5	350.0	

*実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字が生じないため「—」で表記

平成22年度決算に基づく市川三郷町資金不足比率

(単位%)

項 目	会 計 名	比 率	経営健全化基準	備 考
資 金 不 足 比 率	市 川 三 郷 町 上 水 道 事 業 会 計	—	20.0	
	市 川 三 郷 町 病 院 事 業 会 計	—	20.0	
	市 川 三 郷 町 簡 易 水 道 特 別 会 計	—	20.0	
	市 川 三 郷 町 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0	
	市 川 三 郷 町 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	20.0	
	市 川 三 郷 町 戸 別 浄 化 槽 整 備 推 進 事 業 特 別 会 計	—	20.0	
	市 川 三 郷 町 温 泉 事 業 特 別 会 計	—	20.0	

*資金不足比率については、全ての会計において資金不足が生じないため「—」で表記